

特記仕様書

- 1) 工 事 名 称 いさがわ市営住宅建替電気設備工事(I期)
- 2) 工 事 場 所 名護市字 伊差川 地内
- 3) 構 造 規 模 鉄筋コンクリート造5階建て
- 4) 延 床 面 積 1,966.16㎡(共同住宅)、22.27㎡(機械室)
- 5) 本 工 事 電気設備工事一式
- 6) 工 期 契約締結日(又は翌日)から令和8年9月3日まで

※本案件は債務負担行為に係る契約となります。
- 7) 工 事 区 分 イ)電気設備工事一切の工事、その他特記仕様書・設計図書に示す一切。
ロ)現場事務所、仮設電気工事、仮設給排水工事、建物周辺の整備。

※仮設物等は、施工協力会で総合計画し設置する。(建築にて総括)
- 8) 質 問 ・ 回 答 設計図書の内容に疑義のある場合の質問・回答は文章で行う。(FAX 可)
- 9) 質 問 提 出 先 名護市役所 建設部 建築住宅課 建築工事係 (担当:金城)
TEL 0980(53)1212 FAX 0980(54)2714
受付締切 令和7年6月16日(月)正午
回答日時 令和7年6月18日(水)
回答方法 FAXにより指名通知業者全者に回答(送信)
- 10) 工 程 会 議 週に1回以上とする。(週間工程表を作成し工程会議に望むこと)
- 11) 現 場 要 員 現場には次の要員を配置させる事。

a.現場代理人:工事契約約款による。
(共同企業体代表より1名)

b. 監理技術者又は主任技術者
共同企業体代表者から、建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者(1級電気工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請け契約の合計金額から5千万円以上となる場合には、監理技術者を配置する。
共同企業体構成員から、主任技術者となり得る国家資格者(1・2級電気工事施工管理技士、技術士、第1・2種電気工事士、電気主任技術者(1・2・3種)、建築設備士)を1人配置する。

c. 専 門 技 術 者:設計図書を熟読でき施工図の作成と工事の管理指導ができる事。

d. 現場安全管理者: 諸法規による事。

12) 安全対策 (工事現場内及び関係地域共)

諸法規による他、現状に即した安全対策を十分に施す事。また、工事関係者及び第三者から指示がある場合は直ちに善処する事。工事用車両の出入口には、誘導員を適宜配置し、事故防止に努める。

工事動線及び仮囲い等については、基本的には設計図面に示すとおりとするが、施工前には監督院及び関係機関と十分協議を行う。また、現場内及び周辺地域の安全・衛生管理には十分注意する。

13) 公害防止 1. 公害の発生防止に万全な対策をすること。

2. 赤土等流出防止対策等を行うこと。

(雨天時、裸地面がある場合は直ちにブルーシート等で被膜対策を行うこと)

3. 大型車両等の搬入出の際は、粉塵などが飛散しないよう散水養生を行うこと。

14) 公道及び地域施設の汚損防止

公道及び地域施設の汚損防止対策に万全を期し、不測の事態が発生した場合は直ちに善処する事。

15) 各種表示版現場 内外の随所に次のような表示板を設ける。

◆安全表示板 ◆交通表示板 ◆その他指示のあるもの

16) 工事用看板 合板製、白地、ゴシック体文字、関係工事者も表示する。

17) 官公署への手続き 本工事に必要な各官公署への各手続きは、事前調整を行い遅滞なく行う事。

18) 材料試験 各種材料試験成績書は、速やかに工事監督員に提出する。

19) 検査 検査を受ける場合は、事前に検査の内容を(区分、日時)を明確に申し出るものとし、検査は自主施工管理者(現場代理人、主任技術者)立会いの元に行うものとする。検査が合格した場合においても「瑕疵」責任は、依然として請負業者にある。

※事前に自主施工管理者の検査は、終えて置く事。

20) 工事写真 a.本工事専用のカメラを常備する。

b. 工事目的物が見えない又は見えにくい部分(地中埋設物及び配筋等)については、工事写真をその1つとして出来高を確認し、検査時の判断資料とするので、出来形管理を徹底し、わかりやすくアピールした写真管理とする。

c. 各工程写真は、カラーとし、工事着手前の現況写真及び完成写真もカラーとする。

d. 工事写真は、工事進捗状況報告書及び日報に添えて毎月監督員に提出する。

- 21) 適用 この現場説明書に掲げる全ての事項は本工事とし、それらにかかる工事費、維持管理費検査費及び諸経費は全て請負金額内の範囲として適用する。本工事は一般に本要項及び特記仕様書、各図面によるものであるが、明記されなくとも工事施工上当然必要なもの及び諸法規に規定するもので請負金額内で施工するものとする。
- 22) 承諾 1. 事後処理については、一切認めない。承諾願いは、予め承諾の内容を明確にするものとし、仕様書または図面に準じている等、明確に申し出て提出するものとし、もし、故意に不正をしたことが明らかになった場合は、承諾後といえども無効とする。
2. 承諾事項については、工事期間の中間迄にすべて承諾手続きを受ける事。承諾図書の関係図書はすべてA4左綴じとして提出する事。
- 23) 設計変更 設計内訳、数量に基づき設計書単価でおこなう。
- 24) 本工事の設計時期 本工事設計書は令和7年5月時点での建築工事積算基準及び労務単価等に基づいて設計額を作成している。
- 25) 下請業者の地元企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有する者)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。
- 26) 残土処理について 工事で発生した残土については、監督員と打合せを行い、残土処理場所の決定を行うものとする。
- 27) 車両の乗り入れ口について 大型車両の乗り入れにより道等が破損した場合は、請負者の責任で修繕を行うものとする。
- 28) 県産品の使用について 本工事に使用する資材等は、県内で生産又は製造される資材等で、規格、品質、価格などで適正である場合はこれを優先して使用するものとする。
- 29) 雨天時の品質低下に繋がる工事施工について 雨天時の品質低下に繋がる工事施工は原則禁止とする。(コンクリート打設、屋上防水、外壁仕上げなど)なお、特別な理由により施工を検討する場合は、気象状況による品質低下に繋がらない根拠を示せる施工計画書をあらかじめ作成し監督員と協議すること。また、施工中の養生方法や施工後の瑕疵に留意すること。

30) 完成図について

種類	A1版観音開き	縮小版(A3版)
全図面	2部	2部
CADデータ(全図面)	・電子媒体(CD-R等)で提出(Jw形式)	

31) そ の 他

- a. 工期Tについては14.3ヶ月にて積算すること。
工期の設定に当たっては、休日(土日)、降雨日、台風等を考慮した作業不能日を見込んでいる。
- b. 屋外照明灯基礎設置前に地耐力(載荷試験)の確認を行うこと。(試験場所については監督員と協議を行うこと。)
- c. 赤土対策のための小堤工等について、破損した場合は補修を行うこと。
- d. 本工事に関連する工事または委託業務の契約に遅れが生じる場合は、工事または委託業務の一時中止を行うことがある。

32) 債務負担行為に係る契約の特則(名護市工事請負契約約款第40条,41条)

- a. 本工事は、2年に跨る債務負担行為事業のため各会計年度の支払限度額が設定されている。受注者は、出来高予定額の40%を各年度毎に前払い金として支払を請求することができる。
但し、令和7年度末における出来高金額が令和7年度までの出来高予定額に達しない場合には、受注者は出来高金額が令和7年度までの出来高予定額に達するまで令和8年度の前払金を請求することができない。

※本事業は、名護市工事契約約款第41条第2項及び第3項を適用しない。

- b. 第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払い限度額が(以下「支払限度額」という。)は次のとおりとする。
令和7年度 請負代金の40%
令和8年度 残額
2. 支払限度額に対応する会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。
令和7年度 請負代金の40%/0.9
令和8年度 残額
3. 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払い限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。